

米国職業教育法による「性の公正」の取り組み

—1990年代のオハイオ州の場合—

山田 綾
Aya YAMADA

家政教育講座

はじめに

アメリカ合州国において「性の公正」のための教育的取り組みを推進してきたものに職業教育法がある。

最初に職業教育法に sex equity (性の公正は今日では gender equity と呼称されている) の視点が盛り込まれたのは、1976年の1963年職業教育法修正である。その後、1984年 Carl D. Perkins Vocational Education Act(1984年法と略す)、1990年の Carl D. Perkins Vocational and Applied Technology Education Act amendment of 1990 (1990年法と略す) においても「性の公正」のための視点が継続され、我が国ではみられない教育的取り組みが展開されてきた¹⁾。

1984年法以降、「柔軟性」が強調され補助金の運用は大枠で規定され、具体的運用は州教育局などの運用機関に任せられるようになった。州裁量の拡大については、地域の実態にあった柔軟な対応ができるなどの評価とともに、不況により補助金が削減される中で各州がどの程度「性の公正」に取り組むかを懸念する声もあった。それ故、各州の「性の公正」のための活動を監視していく必要が指摘され、州の sex equity coordinator に期待が寄せられてきた²⁾。

1990年法は、1998年に Carl D. Perkins Vocational and Applied Technology Education Act amendment of 1998 に修正され、「性の公正」のための規定などが変更されており、1990年代の取り組みの実態を州レベルで検討しておくことは重要である。

オハイオ州は1990年代に「オハイオ州性の公正プロジェクト」(Gender Equity Project for Ohio) を発足させ、プログラムの開発などに積極的に取り組んできた。筆者は1999年9月にオハイオ州立大学雇用訓練センター (the Center for Employment and Training at the Ohio State University) を訪問し、資料を収集するとともにオハイオ州の gender equity coordinator でありプロジェクトの一員でもある Connie McSwain Blair、プロジェクトの代表者である Sharon S. Redick、プロジェクトのスタッフである Marna E. Lombardi と Kathy Shibley に面接調査を行った。

これらをもとに、本研究では、1990年代に米国職業教育法により「性の公正」のための教育的な取り組み

が実際に各州でどのように行われたのか、オハイオ州の場合を取り上げ検討することを目的とした。本報では、職業教育法によるオハイオ州の「性の公正」の取り組みの全容を明らかにするとともに、いくつかのプログラムの実施状況と成果を検討したい。後述するオハイオ州で開発された「性の公正」の行動目標と測定方法の具体的検討は次報で行うこととしたい。

1. 職業教育法に規定された「性の公正」の取り組み

1976年法から1990年法まで職業教育法の「性の公正」のための規定は変化してきたが、各州に要求された「性の公正」の取り組みは主に次の3点であった³⁾。

1つは、主婦をやめて働かなければならない人や単親者、シングルで妊娠した女性に対する職業訓練プログラムの開発やそれに参加するための様々な子育て支援の整備である。職業教育法は、教育機会に不当に恵まれなかった人 (disadvantaged people) に職業獲得のための実質的援助を保障する補助金の配分を規定してきた。その対象者に主婦をやめて働かねばならない人や単親者などが含まれるようになり、州教育局に配分された補助金を用いることが明示されるようになった。

2つ目は、「性の公正」のためのプログラムの開発や取り組みである。これは、2つの方向で要求されている。1つは、教育における性の偏見やステレオタイプ化を排除するとともに、子どもたちにそれを伝える教育の推進である。具体的には、プログラムや教材の開発、研修、リーフレットの配布などの取り組みがある。もう1つは、職業分野における伝統的性別固定を是正するための実際的な取り組みである。伝統的に性別が固定されてきた職業分野プログラムに参加し就職しようとする反対の性の人への援助や、女性が職業教育プログラムや職業にアクセスできるための援助がある。

1990年法では、各州に配分される補助金の25%を州教育局に配分し(75%は学区に配分)、その10.5%を上記の2つのプログラム開発やそれに関わる活動に用いることが要求されている。なお、本稿では紙幅の関係で詳述しないが、1998年法では、「性の公正」の視点は教育システムに統合されるべきであると考えられ、規定そのものが変更されている⁴⁾。

3つ目は、sex/gender equity coordinator (g.e.c. と

略す)を任命し配置することである。1984年法以降、g.e.c.の権限は強化され、上の2つのプログラム開発や予算配分に責任をもつとともに、女性の雇用要求や教育要求に応えられるように職業教育の効果についてのデータの収集と分析にも責任を負うこととなった。

アメリカ合州国では以上の規定により職業教育法が刺激となり、g.e.c.を中心に各州で「性の公正」のための教育的取り組みが推進されてきたと考えられる。

では、1990年代に州レベルで実際にどのように「性の公正」のための取り組みが展開されたのであろうか。

2. 1990年職業教育法によるオハイオ州の「性の公正」の取り組み

オハイオ州では、職業教育法の規定に基づいて1976年法以降 g.e.c. が任命されてきた。1976年法時代には Carol Darling が、1984年法時代には Nancy Evans が g.e.c. として性の公正のための仕事を行ってきた。現在の g.e.c. は、既に述べたように Connie Blair である。彼女は、1990年法のもとで教育局の担当者として8年間「性の公正」のための仕事に従事してきた⁵⁾。

Blair によると、1990年法に基づいて1999年度にオハイオ州に配分された連邦補助金は、\$ 50,000,000であった⁶⁾。州への補助金は、1990年法の規定に基づき、25%が州教育局に配分され、その中の10.5%が「性の公正」のために用いられている。補助金は中等と中等後の教育に用いられ、オハイオ州では85%が中等教育に、15%が中等後の教育に配分される。中等後の教育のための補助金は60%が成人職業教育に、40%がテクニカル・カレッジに配分される。

さて、オハイオ州では、10.5%の中の7%は単親者、主婦をやめた人、シングルで妊娠した女性のためのプログラムに、3.5%は性の公正のためのプログラムに配分されている。

これらの補助金によりまず、オハイオ州では、1990年法の要求に従って、一つは単親者、主婦をやめた人、シングルで妊娠した女性などに対して、職業教育プログラムとそれに参加するためのディペンデント・ケア、交通費、授業料、教材費の支給などを含む総合的な援助サービスを実施している。もう一つは、非伝統的職業⁷⁾——特に経済的な充足をもたらす——に女性がつくプログラム、あるいは男女ともに非伝統的職業につくための奨学金制度が実施されている。これらの詳細は、次の項で述べたい。

これらとともに、「性の公正」を課題として含む Equity (公正)のために、①技術援助、②現職教育のための研修の提供、③出版物、④リソース・センターの整備などのサービスが提供されている⁸⁾。

①の技術援助は、教育者が伝統的な性役割に囚われないでキャリア情報を捉えるのを援助したり、教室に公正に関する概念を持ち込む方法を伝えるなどの援助

を行うもので、具体的には以下があげられている。

- ・要請に応じて、セクシュアル・ハラスメント、公正な教授スタイル、数学や科学教育の重要性などのトピックスについてのワークショップを行う。
- ・教師や管理職に公正な教育のための計画、目標、方略を立てるようにアドバイスする。
- ・オハイオ州の職業教育における男女の統計データを収集し、分析し、広める。
- ・教師、カウンセラー、学校の管理者が両性のための職業教育機会を改善するのを援助する。

②の研修については、学校の管理職やカウンセラー、教師にキャリア機会に関する情報をもたらしたり、偏見のない態度を促す無料の講演を行うものであり、1998年度は、107回(3,264人を対象に)以下のトピックスで教員研修が行われたことが示されている。トピックスは、「教室の中の差別をなくす」「教室の中の公正」「多様性について考える」「非伝統的な生徒を育てていく方法」「教室の中で前向きな生徒参加を引き出す」「あなたの学校にはセクシュアル・ハラスメントが進行していませんか?」「数学、科学、テクノロジーでの成功を促す」である。

③の出版物としては、以下がある。

- ・*Equity Exchange* (年4回発行のニューズレター)
- ・*Equity Issues* (性の公正に関する注目すべき最新のトピックスを取り上げた情報提供の文書)
- ・特別な公正に関わる訓練プログラムのためのカリキュラムガイド
- ・公正のためのプログラムの概要を提供したり、新しい学級経営の方法を提案するパンフレット

上記2つはオハイオ州立大学により作成され、学校の管理者、教師、生徒とともに活動する人など総計10,000人以上に送付されているということである。

④については、性の公正に関する情報や見解、照会に関して調べる中心的な所として、the Vocational Sex Equity Resource Center が設けられており、文献、資料、ビデオテープなどが収集されている。

Blairによると、彼女はg.e.c.に就任した翌年(1991年)に講演のためのスピーカー・グループを組織し、性の公正に関する最新の情報や研究成果を共有し、州全土に広めることを試みてきたということである。

なお、教員になる学生のためには、性の公正に関連した2つのプログラム(GESA---Gender/Ethnic Expectations and Student AchievementとQuest)が開発されており、2つのワークショップに参加して教員になるということである。

ところで、技術援助や研修のトピックスにみられるように、セクシュアル・ハラスメントは今日最も要望されている課題の一つであり、研修においてさらなる訓練の多くはセクシュアル・ハラスメントに関して行われているということであった。*Equity* の Vol. 5

-Issue 4 (1999年夏)でも、セクシュアル・ハラスメントが取り上げられている。

オハイオ州で注目されるのは、これらの取り組みを支える背景として、1990年代に Sharon Redick を代表とする数名のスタッフによる「性の公正プロジェクト」が立ち上げられ、オハイオ州立大学との共同で、ニューズレターの作成や研究が行われてきた点である。Redick と Kathy Shibley によると、Blair のリーダーシップのもとで1992年から GEMS (Gender Equity Modules) の開発が行われてきたということである⁹⁾。「性の公正」のための行動のスタンダードのコアが開発され、その後年齢集団に適する特別なスタンダードが学年ごとに開発された。まず、9-12学年のスタンダードが開発され、次にミドルスクール(6-8学年、時には9学年を含む)が開発され、成人教育に発展した。その中で「自尊感情」が主たる課題であり、そこへカリキュラムを方向付ける必要が明らかにされたという。これらの行動目標 (competency) の開発に続き、測定指標 (instrument) と査定 (assessment) の開発が進められている¹⁰⁾。これら一連のものは、教育の責任 (accountability) を果たすためのものと考えられる。

プロジェクトにより作成されたカリキュラムガイドは、11の教科領域全てを越えるものとなり、性の公正が職業教育やある教科に限定される課題ではなく、教科領域を越えて教育全体を貫く課題として共有されることになった点は、重要である。

オハイオ州では、公正はジェンダーのみならず人種などのマイノリティにおける共通課題として位置づけている。Blair は職業教育法が改定されても、この課題を掲げることは今なお全ての者にとって重要であると指摘するとともに、1990年代の取り組みを以下のように

に評価している。職業教育法の改訂によりプログラムが変更されても、オハイオ州は1990年代の取り組みにより、現在全ての生徒がジェンダーに関係なく、自分の興味と能力に基づいたキャリア追求の機会がもてるようになる過程にあるのであり、そのことがオハイオ州の希望である、と。

3. オハイオ州におけるプログラムの実施状況と成果

ここでは、先の単親者、主婦をやめた人、シングルで妊娠した女性のためのプログラム並びに「性の公正」のためのプログラムのオハイオ州における実施状況と成果について、オハイオ州教育局の1998年度報告書 *FY98 Equity: Moving Toward Self-Sufficiency*¹¹⁾を用いて検討したい。実施状況の詳細については、表1~9に示している。プログラムは、オハイオ州の52の学校などの教育機関 (Vocational Education Planning Districts, VEPDs) により提供されている。

(1) 単親者、主婦をやめた人、シングルで妊娠した女性のための取り組み

オハイオ州では、単親者、主婦をやめた人、シングルで妊娠した女性などに対して、以下のプログラムとサービスが用意されている。

- ① Comprehensive Support Services (CSS) Grant
- ② Displaced Homemaker (DH) Program
- ③ Graduation, Occupation, and Living Skills (GOALS) Program
- ④ Ventures in Business Ownership (VBO) Program

表1からわかるように、受領者は圧倒的に女性であるが、②と④には1割弱の男性もみられる。受領者の

表1 単親、主婦をやめた人、シングルで妊娠した女性に対するプログラムと奨学金の受領者数

種 類	受 領 者 数 人	
Comprehensive Support Services (CSS) Grant	中等学校の生徒	286 (女性99.0%, 男性 1.1%)
	成人	999 (女性97.5%, 男性 2.5%)
Displaced Homemaker (DH) Program	1,900 (女性91.3%, 男性 8.7%)	
Graduation, Occupation, and Living Skills (GOALS) Program	231 (女性98.7%, 男性 1.3%)	
Ventures in Business Ownerships (VBO) Program	169 (女性91.1%, 男性 8.9%)	

(Ohio Department of Education, Division of Vocational and Adult Education, *Equity: FY98 Programs and Services* より筆者作成。)

表2 「性の公正」のためのプログラムの受領者数

プログラムの種類	受領者数 人
Nontraditional Education for Teens Work (NETWork) Program	75
Orientation to Nontraditional Occupations for Women (ONOW) Program	260

(Ohio Department of Education, Division of Vocational and Adult Education, *Equity: FY98 Programs and Services* より筆者作成。)

表3 Comprehensive Support Services (CSS) Grant の1998年度実施状況—中等教育レベルの場合—

受領者のプロフィール	年齢	14歳 1.1% 15歳 8.0% 16歳 16.1% 17歳 44.1% 18歳 25.5% 19歳 5.2%
	学年	8学年 0.7% 9学年 6.3% 10学年 11.5% 11学年 32.2% 12学年 49.3%
	人種/民族	ヨーロッパ系アメリカ人 65.0% アフリカ系アメリカ人 27.6% バイ・レイシャル 3.9% ヒスパニック 2.8% ネイティブ・アメリカン 0.4% アジア/太平洋諸島 0.4%
	結婚状況	シングル 99.3% 離婚 0.7%
	子ども状況	シングルで妊娠している女性の総数 46人 (16.1%) 未成年の子どもがいる単親者 281人 (98.3%) ……子どもの年齢 0-2歳 (96.6%) 3-5歳 (3.4%) ※子どもとの同居状況 子どもと別世帯で暮らしている 15.4% 子どもと親/保護者/親戚と同じ世帯で暮らしている 84.6%
	就労状況	働いていない 67.1% 週20時間以下 18.9% 週20-34時間 12.6% 週35時間以上 1.4% ※1時間あたりの賃金 \$0-2.5 (2.1%) \$2.51-4.25 (5.3%) \$4.26-5.50 (61.7%) \$5.51-6.50 (26.6%) \$6.51-7.50 (4.3%)
生活困難	生活困難者 240人 (83.9%)	
受給状況と成果	受けたサービスの種類	ディペンデント・ケアと送迎 29.4% ディペンデント・ケアのみ 50.4% 送迎のみ 17.1% 非伝統的な登録のための出費 0.7% 授業料のみ 2.0% 授業料とディペンデント・ケア 0.4%
	プログラムの登録者数と種類	GRADS 262人 (91.6%) NETWork 2人 (0.7%) OWE 15人 (5.2%) 11/12学年に登録した者 234人 (81.8%) {job-specificプログラムにも登録 157人 (67.1%)}
	仕事訓練を受けた163人の訓練分野	農業教育 6.1% ビジネス教育 22.7% 家庭科 (Family & Consumer Sciences) 17.8% 健康関連職業 23.9% マーケティング教育 6.8% 貿易/産業教育 22.7%
	専門的な職業訓練の終了状況	職業プログラムの修了者 50.3% 2年職業プログラムの1年目修了者 36.2% 別のプログラムや学校に移動した者 3.7% 職業プログラムをドロップアウトした者 9.8%
	教育プログラムの終了状況	高校卒業資格を獲得→職業訓練関連分野で就職 11.5% 職業訓練と無関係分野で就職 10.8% 職を探し中 14.7% 労働力にならない 3.9% 進級 39.9% 最近登録し同学年である 8.7% 転校した 3.2% 退学し就職した 3.5% 退学し未就職 3.9%

(Ohio Department of Education, Division of Vocational and Adult Education, *Equity: FY98 Programs and Services* より筆者作成。)

多くは、何らかの公的援助を受けている生活困難層である。

①は、ディペンデント・ケアや送迎、授業料などの支援の提供により、単親者や主婦をやめた人が労働力開発プログラムに参加するのを援助することを目的としている。目標は、対象者が貧困から脱却し、自分で経済的に充足することである。VEPDsの50カ所で行われており、平均\$20,660が配当される。

表3によると、①を受けた中等レベルの生徒の92.7%は高等学校卒業資格を得るか、進級するなど学業を続けている。また、90.2%が専門的な職業訓練プログラムを終了するか、引き続きプログラムを受講している。プログラムを終了した者の50%は、卒業後6ヶ月以内に訓練に関連した分野で職を得ている。終了後の最低賃金は時給\$5.50であること、また受領者の25%は非伝統的な職業訓練プログラムに登録するかあるいは非伝統的なキャリア・プランをたてるということが記されており、成果をあげているといえよう。

一方、成人の場合は、ほぼ全員がABLE/GED¹²⁾に登録するか、卒業資格の取得のために高校に戻るか、職業訓練に登録するということである。表4をみると、45.1%が仕事の訓練を終了し、その半数は関連分野で職を得ている。その際の時給はプログラム受講以前の\$6.25以上であることや、25%が非伝統的な職業訓練

プログラムに登録するか、非伝統的なキャリアを目標にすることが記されている。様々な公的援助を受けていた受領者の半数以上は経済状態が好転し、公的援助を受けずに自立できるようになっている。

②は、低収入の主婦をやめた人や単身者が家事労働から賃金労働へと移動するのを援助するプログラムである。参加者が新しい生活状況に対処し、自立を妨げる障害を克服し、職業スキルを獲得するのに役立つ教育やサービスを提供する。VEPDsの27カ所で行われ、平均\$28,845が配当されている。表1からわかるように、プログラムの受領者は1900人にのぼる。このプログラムは、1977年に開始され、1988年度の履修者は100人であり¹³⁾、10年間で約19倍になっている。表5によると、受領者の3割は高校の卒業資格を持っておらず、その6割近くはGEDに登録している。受領者の半数は基礎スキルの改善が必要であり、その約8割は治療プログラムに登録している。一方、受領者の約3割は、仕事訓練プログラムに登録している。仕事の訓練を終了した者の半数以上は関連分野で就職しており、経済状態は好転するものと思われる。15%は、非伝統的な職業や公的援助を減らせる収入の良い職業につくことが記されている。

③は、16-30歳の高校を退学した単親者や主婦を援助する。学習者が自分のキャリアに関する興味や能力を

表4 Comprehensive Support Services (CSS) Program の1998年度実施状況—成人の受領者の場合—

受領者のプロフィール	年齢	22歳以下 13.91% 22-44歳 76.8% 45-54歳 8.5% 55歳以上 0.8%
	人種/民族	ヨーロッパ系アメリカ人 69.9% アフリカ系アメリカ人 23.0% ネイティブアメリカン 3.0% ヒスパニック 1.8% バイ・レイシャル 1.0% アジア/太平洋諸島 0.6% 中東 0.4% その他 0.3%
	結婚状況	結婚したことがない 43.5% 既婚 22.4% 離婚 32.1% 未亡人 1.9%
	既婚者の配偶者状況	障害者 10.7% 行方不明 8.5% 働いていない 4.9% 別居 42.9% 恵まれない状況にある人/低所得者 28.1% 投獄中である 0.9% その他 4.0%
	子どもの状況	18歳以下の子どもがいる単親者 788人 (78.9%) ……※平均子ども数 1.6人 ※子ども(1,648人)の年齢: 23ヶ月以下 14.2% 2-5歳 31.7% 6-12歳 36.2% 13-17歳 15.0% 18歳以上 2.9% ※シングルで妊娠している女性の総数 33 (3.3%)
	受刑経験	受刑経験のある者 26人 (2.6%)
	学歴	高校卒業資格/GED 9.3% GED 18.4% 高校卒業資格 42.2% 後期高校 21.4% 技術資格/準学士 7.5% 学士 1.1%
	登校/通勤の障害	子どもの世話/ディペンデント・ケアの問題 41.4% 労働経験が無い 39.1% 労働スキルが無い 50.4% 送迎/自動車運転免許証が無い 17.7% 資金が無い 59.5% 酒/ドラッグ問題 1.5% 英語のスキルが未熟 0.7% その他 4.9%
	障害の有無	身体/精神障害 88人 (8.8%)
	就業状況	働いてない 66.9% 週20時間以下 9.1% 週20-34時間 13.2% 週35時間以上 10.8% (平均賃金 \$6.28/h) 現在働いてない人が過去に働いた期間: 1年以内 41.0% 1-5年 36.2% 6年以上 11.4% 働いたことがない 11.4%
生活困難	生活困難者 871人 (87.2%)	
受給状況と成果	受領者の内訳	単親者 59.8% 主婦をやめた人 37.5% シングルで妊娠した女性 2.7%
	申請したサービスの種類	ディペンデント・ケア 23.5% 交通 21.2% 授業料 79.3% 教材 63.4% 非伝統登録の出費 2.9%
	プログラムの登録者数と種類	515人 (Displaced Homemaker 41.0% GOALS 2.5% ONOW 9.9% Transitions 44.7% VBO 2.0%)
	職業準備プログラムへの終了状況	最近登録 129人 (25.1%) ……特別な訓練にも登録 95.4% 働いている 3.1% 修了者数 372人 (72.2%) ……就職 29.3% 仕事探し中 13.4% 仕事訓練への登録待ち 2.2% 次の準備プログラムに登録 1.9% 高等教育に登録 45.4% コミュニティ仕事経験 0.8% 仕事や訓練/教育を受けない選択 2.7% 仕事や訓練/教育を受けられない 3.2% 不明 1.1% プログラムからのドロップアウト 2.5% 不明 0.2%
	受けたサービスの種類	自立の援助を受けた者 557人……交通費の援助 17.0% 授業料援助 75.6% 教材 55.5% 補足活動 9.5% 非伝統的職業への登録費 1.1% ディペンデント・ケア・サービス 17.2%
	GED 取得の必要者	93人 (9.3%) ……報告者91人中の登録者数 59人 (64.8%), 報告者48人中の取得者数 16人 (33.3%)
	仕事訓練を受けた878人の訓練分野	農業教育 0% ビジネス教育 45.5% 家庭科 (Family & Consumer Sciences) 1.2% 健康関連職業 41.7% マーケティング教育 0.2% 貿易/産業教育 11.6%
	職業訓練とテクニカル・カレッジ訓練の結果	最近登録者 337人 (38.4%) ……仕事の訓練を受けながら関連分野に最近就職した 13.1% 訓練を終了者 396人 (45.1%) ……関連分野に就職 58.1% 非関連分野に就職 8.8% 高等教育に登録 0.5% 職探し中 25.8% 労働力にならない 5.6% 不明 1.3% 別の仕事訓練プログラムに移動 0.6% プログラムをドロップアウト 13.7% (就職のためにドロップアウト 39.3%) 不明 2.1%
	公的援助の減少あるいは終了状況	231人 (58.3%) ……報告者224人中で公的援助への依存が減った者 58.9% (全ての公的援助から抜け出した 25.9% いくつかの公的援助から抜け出した 33.0%)
	公的援助の修了者の経済状態	報告者389人中収入が増加した 61.2% (個人/世帯収入の増加 32.7% 自分で生活可能 17.7%) 非伝統的かつ/あるいは平均賃金より高級の職業分野に就職した 10.8%

(Ohio Department of Education, Division of Vocational and Adult Education, *Equity: FY98 Programs and Services* より筆者作成。)

表5 Displaced Homemaker (DH) Program の1998年度実施状況

受領者のプロフィール	年齢	22歳以下 12.0% 22-44歳 73.4% 45-54歳 11.4% 55歳以上 3.2%
	人種/民族	ヨーロッパ系アメリカ人 56.4% アフリカ系アメリカ人 33.4% ネイティブアメリカン 4.9% ヒスパニック 2.9% バイ・レイシャル 1.1% アジア系アメリカ人 0.3% 中東 0.2% その他 0.8%
	結婚状況	結婚したことがない 38.6% 既婚 31.6% 離婚 26.4% 未亡人 3.4%
	既婚者の配偶者状況	障害者 11.7% 行方不明 6.3% 働いていない 16.0% 別居 37.6% 恵まれない状況にある人/低所得者 11.7% 投獄中である 4.5% その他 12.3%
	子どもの状況	単親者 40.3% 主婦をやめた人 53.7% シングルで妊娠した女性 5.3% 不明 0.7% ※未成年と生活している単親者数 1,234人 (65.0%) ※受領者とともに生活している人の数 2,973人……※平均子ども数 1.6人
	受刑経験	受刑経験がある者 348人 (18.3%)
	障害の有無	身体/精神障害 327人 (17.2%)
	学歴	高校卒業資格/GEDがない 30.5% GED 11.2% 高校卒業資格 33.8% 後期高校 14.3% 技術資格/準学士 7.4% 学士 2.7% 修士以上 0.2%
	登校/通勤の障害	子どもの世話/ディペンデント・ケアの問題 37.4% 労働経験が無い 36.3% 労働スキルが無い 38.3% 交通/運転免許証が無い 31.2% 資金が無い 41.6% 酒/ドラッグ問題 9.4% 英語のスキルが未熟である 0.7% その他 12.2%
	就労状況	働いてない 85.8% 週20時間以下 4.7% 週20-34時間 4.7% 週35時間以上 4.8% (平均賃金 \$6.28/h) 現在就労してない人の過去の就労期間(報告数 1,588中) : 1年以内 43.3% 1-5年 30.6% 6年以上 12.3% 働いたことがない 13.8%
生活困難	生活困難者の割合 1,636人 (86.1%)	
受給状況と成果	高校卒業資格がない者	30.5% (報告者532人中 GED クラスの登録者 55.6%, 報告者249人中 GED を受けた者 28.9%)
	基礎スキル改善の必要	報告者1,720人中 50.1% (報告者765人中治療プログラムに登録した者 74.5%)
	仕事訓練の登録者数と終了状況	報告者1,751人中 451人 (25.8%) 最近の登録者 271人 (60.1%) ……関連分野に最近就職した人 16.2% 修了者 130人 (28.8%) ……関連分野に就職 57.7% 非関連分野に就職 10.0% 職探し中 29.2% 労働力にならない 3.1% 別の仕事訓練プログラムに移動 0.7% プログラムをドロップアウト 8.8% (内就職のためにドロップアウト 51.3%) 不明 1.8%

(Ohio Department of Education, Division of Vocational and Adult Education, *Equity: FY98 Programs and Services* より筆者作成。)

査定し中等教育を終える計画を援助する。表6によると、受講者のほとんどは高校卒業資格がなく、また基礎スキルの改善が必要であり、9割近くがABLEクラスや基礎スキルの治療プログラムに登録している。仕事の訓練を受けるものも若干いるが、主に市民教育としてペアレンティングのための情報やスキルが提供される。VEPDsの4カ所で行われ、平均\$37,178が配当されている。受講者の15%は非伝統的職業やフード・スタンプなどの公的援助を減らせるような職業につくことが記されている。但し、このプログラムは1978年に開始され、1988年度の履修者は488人であったが¹⁴⁾、10年間に半減している。

④は、単親者、主婦をやめた人、シングルで妊娠した女性が自分の事業を始め、経営するのを援助する。広範囲の内容が個別指導され、20週にわたり実践的・段階的に学ぶ。実際に事業を起こした経験者が教員と

なり、質の高い訓練を提供する。VEPDsの7カ所で行われ、各\$39,000が配当される。このプログラムの成果はすぐにはみられないが、長期にわたってみると、半数以上が事業を開始している。

(2) 「性の公正」のためのプログラム

一方、オハイオ州では「性の公正」のために、以下のプログラムと奨学金制度が用意されている。

⑤ Nontraditional Education for Teens Work (NETWork) Program

⑥ Orientation to Nontraditional Occupations for Women (ONOW) Program

⑦ Promoting Access in Technical Education (PATE) Grant

⑤は、生徒に非伝統的な職業選択を紹介するものである。妊娠や家族の経済状態などにより退学しそうな

表6 Graduation, Occupation, and Living Skills (GOALS) Program の1998年度実施状況

受領者のプロフィール	年齢	22歳以下 72.7% 22-44歳 27.3%
	人種/民族	ヨーロッパ系アメリカ人 45.9% アフリカ系アメリカ人 40.7% ヒスパニック 8.2% バイ・レイシャル 3.5% ネイティブアメリカン 1.7%
	結婚状況	結婚したことがない 85.3% 既婚 8.2% 離婚 6.1% 未亡人 0.4%
	既婚者の配偶者状況	行方不明 26.3% 働いていない 5.3% 別居 36.8% 恵まれない状況にある人/低所得者 26.3% その他 5.3%
	子どもの状況	単親者 68.8% 主婦をやめた人 14.7% シングルで妊娠した女性 16.5% ※未成年と生活している単親者数 140人 (60.6%) ※受領者とともに生活している人の数 333人 (平均子ども数 1.4人)
	受刑経験	受刑経験がある者 44人 (19.1%)
	障害の有無	身体/精神障害 24人 (10.4%)
	学歴	高校卒業資格/GED がない 99.1% 高校卒業資格 0.9%
	通学/就職の障害	子どもの世話/ディペンデント・ケアの問題 53.7% 労働経験が無い 50.7% 労働スキルが無い 52.0% 交通/自動車運転免許証が無い 55.4% 資金が無い 61.0% 酒/ドラッグ問題 14.7% 英語のスキルが未熟である 0.4% その他 5.69%
	就労状況	働いてない 85.7% 週20時間以下 5.2% 週20-34時間 6.1% 週35時間以上 3.0% (平均賃金 \$5.62/h) 現在就労してない人の過去就労期間: 1年以内 28.3% 1-5年以内 4.0% 6年以上 1.0% 働いたことがない 66.7%
生活困難	生活困難者の割合 225人 (97.42%)	
成果	高校卒業資格が無い者	99.1% (報告者227人中 ABLE クラスに登録した者 85.0%, 報告者145人中 GED を受けた者 13.1%)
	基礎スキル改善の必要	報告者229人中 100.0% (報告者226人中治療プログラムに登録した者 89.4%)
	仕事訓練の登録者数	11人 (4.8%) (最近登録した者 10人)

(Ohio Department of Education, Division of Vocational and Adult Education, *Equity: FY98 Programs and Services* より筆者作成。)

10学年の女子生徒に焦点化されており、生徒がピアプレッシャーから仕事への適応に至る成長のための課題に向き合うことを、高収入の職業準備教育を通して援助する。生徒は、法の施行、遠距離通信、自動やトラックのメカニック、消防、溶接、大工など多様な非伝統的キャリアを探索する。これらの仕事に関するスキルの学習とともに、卒業単位のために数学や科学などのアカデミック補習クラスを最低2つ、また非伝統的キャリアに重要な体育1単位の取得が課せられている。VEPDsの5カ所で行われ、各々\$20,000が配当される。表9をみると、約8割の生徒がプログラムを終了し、プログラムに対して肯定的な評価を行っている。

⑥は、高収入の非伝統的職業に就きたい、経済的に恵まれない女性のための8週間の職業探求訓練プログラムである。208時間の集中プログラムにより建築、製造、サービス、高度な技術分野のキャリア準備を行う。最低5つの非伝統的分野での実習、週3回の身体に関するクラスの受講とともに、数学や機械、空間認知スキルや安全な道具使用などを学ぶ。VEPDsの7カ所で行われ、各々平均総額\$50,000が配当される。これはまた、各学区でも行われ、成果を挙げているということである。表10をみると、修了者の約7割が非伝統

的職業や訓練に入り、8割がうまくいっている。

⑦は、生徒がジェンダーより自分の興味と能力に基づいて技術教育プログラムを選択することを援助するもので、男女ともに非伝統的プログラムへ登録し、続けることを目的とする。VEPDsの5カ所で行われ、各々総額\$12,000が配当される。

4. 「性の公正」の取り組みの意義と課題

1990年代のオハイオ州における「性の公正」の教育的な取組みの一つは、職業教育法に基づき実施されてきたプログラムや援助である。それらは、教育や職業世界への女性のアクセスを徹底して補償するために、また女性の貧困化の原因になっている職業分野における伝統的な男女比の偏りを是正するために行われてきた。それらは、低所得層や将来の低所得層に経済的に自立した生活を可能にするなど一定の成果をあげてきた。これらは、リベラル・フェミニズムが問題にした、公的領域における女性の平等な参加を実現する道である。しかしながら、それが「女性」というカテゴリーを前提とした「女性」の保護や支援という観点からではなく、不当に扱われ教育機会に恵まれなかった境遇の人への補償の一貫として、また職業分野における性

表7 Ventures in Business Ownerships (VBO) Program の1998年度実施状況

受領者のプロフィール	年齢	22歳以下 6.5% 22-44歳 63.3% 45-54歳 23.7% 55歳以上 6.5%
	人種/民族	ヨーロッパ系アメリカ人 76.9% アフリカ系アメリカ人 14.2% ヒスパニック 1.8% ネイティブアメリカン 7.1%
	結婚状況	結婚したことがない 23.7% 既婚 32.0% 離婚 39.1% 未亡人 5.3%
	既婚者の配偶者状況	障害者 11.1% 行方不明 11.1% 働いていない 9.3% 別居 13.0% 恵まれない状況にある人/低所得者 38.9% その他 14.8% 投獄中 1.9%
	子どもの状況	単親者 42.0% 主婦をやめた人 50.9% シングルで妊娠した女性 3.0% その他 4.1% ※未成年と生活している単親者 75人 (44.4%) ……受領者の同居者 172人 (平均子ども数1.0人)
	障害の有無	身体/精神障害 24人 (14.2%)
	学歴	高校卒業資格/GED 11.2% GED 11.2% 高校卒業資格 39.6% 後期高校 17.2% 技術資格/準学士 14.8% 学士 4.1% 修士 1.8%
	登校/勤務の障害	子どもの世話/ディペンデント・ケアの問題 39.1% 労働経験が無い 46.8% 労働スキルが無い 50.9% 交通/自動車運転免許証が無い 17.8% 資金が無い 65.7% 酒/ドラッグ問題 1.8% その他 4.1%
	就労状況	働いてない 52.7% 週20時間以下 11.8% 週20-34時間 13.0% 週35時間以上 22.5% (平均賃金 \$6.55/h) 現在就労していない人の過去の就労期間……1年以内 37.1% 1-5年 44.9% 6年以上 14.6% 働いたことがない 3.4%
	生活困難	生活困難者の割合 157人 (92.9%)
成果	公的援助状況	報告者67人中、全公的援助から抜け出した 7.5%、いくつかの公的援助から抜け出した 19.4%
	プログラムの終了状況	プログラムの修了者 62.1% (プログラムを終了しビジネスを開始 26.6% 雇用プログラムに残留 5.9% 学校に残留 1.8% 第1段階後残留 25.4% 第2段階後残留 3.6%)
	長期に渡る成果	・1994-1997年以降の VBO の修了者319人中、56%が小事業を開始し、15%が将来オーナーになるため関連事業に就職し、14%がさらなる教育を追求し、11%が非関連のない就職をした。最終的に修了者の96%が、職業上良い成果を挙げた。 ・1998年7月現在、1995・96・97年度に事業を開始した56%の中で、93%が今なお事業に従事し、事業者の24%は事業により財政をまかない、70%がいくらかの財政援助を得ていた。

(Ohio Department of Education, Division of Vocational and Adult Education, *Equity: FY98 Programs and Services* より筆者作成。)

表8 Nontraditional Education for Teens Work (NETWork) Program の1998年度実施状況

受領者のプロフィール	年齢	14歳 (8.0%) 15歳 (52.0%) 16歳 (32.0%) 17歳 (8.0%)
	人種/民族	ヨーロッパ系アメリカ人 58.7% アフリカ系アメリカ人 24.3% ヒスパニック 5.3% バイ・レイシャル 8.0% その他 4.0%
結果	プログラムの終了状況	プログラム終了 77.3% 学校を退学 13.3% 学区から移動 5.3% 除名 1.3% 不明 2.7%
	修了者の進路	1999年度の職業教育への登録者 86.2% 一般/カレッジの準備トラックへの継続者 13.8%
	成果	報告者55人中強靱な肉体を得た 87.3% 報告者56人中柔軟性を得た 80.4% 報告者56人中心臓がタフになった 83.9%

(Ohio Department of Education, Division of Vocational and Adult Education, *Equity: FY98 Programs and Services* より筆者作成。)

表9 Orientation to Nontraditional Occupations for Women (ONOW) Program の1998年度実施状況

受領者のプロフィール	年齢	22歳以下 7% 22-44歳 87% 45歳以上 7%
	人種/民族	ヨーロッパ系アメリカ人 69% アフリカ系アメリカ人 27% ヒスパニック 2% アジア系アメリカ人 1% その他 1%
	結婚状況	結婚したことがない 38% 既婚 28% 離婚 33% 未亡人 1%
	学歴	高校卒業資格/GED が無い 18% 高校卒業資格/GED 取得者 72% 後期高校 8% 学士 2%
	経歴	単親者/主婦をやめた 73% 身体障害があった 3% 前科 5% 公的援助を受けていた 40%
	就労状況	働いていない 71% パートタイム就労 26% フルタイム就労 3%
成果	修了者の進路	非伝統的な職業に参入 68% 非伝統的職業訓練に参入 17% 非伝統的技術訓練に参入 6% 登録されている見習いに参入 12% GED の準備を継続する 14% (うまくいっている 81%)

(Ohio Department of Education, Division of Vocational and Adult Education, *Equity: FY98 Programs and Services* より筆者作成。)

別のステレオタイプへの対抗として行われてきた点に意味があるのではないだろうか。

また、対象が低所得の生活困難層やその予備軍に留まる傾向にあるという限界を持ちつつも、子どもを生育することにより教育や就労にアクセスする機会を阻まれてはならないという考え方は、子育てを女性が家庭で行う私事としてではなく、社会の共同課題として捉え直す可能性を孕んでいる。つまり、フェミニズムが問題としてきた公私の分離の問い直しにも寄与する可能性がある点で、これらの取り組みは重要である。

一方、この取り組みだけでは、全ての子どもたちにジェンダーに囚われないキャリア探求や「女／男らしさ」の呪縛の問い直しなどの機会が保障されるわけではないし、家父長制により貫かれている近代学校教育システムの問い直しには至らない。オハイオ州では、職業教育法のインパクトを受け、州教育局とオハイオ州立大学の共同プロジェクトなどを立ち上げ、「性の公正」のためのカリキュラムガイドを開発するとともに、ニューズレター、資料の作成と配布、研修、資料センターの整備などが行われてきた。それにより、ジェンダーが教育の一つの課題として位置づけられ、研究され、成果が教育関係者や子どもたちに共有されてきた意味は大きい。性の偏見やステレオタイプを脱却していくために開発されたカリキュラムガイドは、教師の約45%により購入され活用されているという。

今後、オハイオ州で開発された「性の公正」のためのカリキュラムガイドや実践について検討する必要がある。「自尊感情」へと方向づけられたという指摘に注目し、カリキュラムがアイデンティティの形成過程をどのように支援するものとなっているのか、具体的に検討する必要がある。なぜなら、ジェンダーに関する教育が州教育局の主導により進められ、制度化されるということは、教育の過程が個人（子ども）にとって抑圧的になる危険性もまた孕んでいるからである。ラディカル・フェミニズムが問題にしたマイクロポリティックスという日常に潜む権力の問題が問われなければならないであろう。これらの課題については、次報で検討することとしたい。

註

- 1) 拙稿「米国のカール D. パーキンス職業教育法の研究—W.O.W. による『性の公正』からの分析(1)—」愛知教育大学教科教育センター研究報告代16号, 1992, pp.47-58, 拙稿「米国のカール D. パーキンス職業教育法の研究—W.O.W. による『性の公正』からの分析(2)—」愛知教育大学家政学教室研究紀要第23号, 1992, pp.39-52. なお、NY州の「性の公正」のための取り組みについては、以下を参照されたい。拙稿「NY州職業教育における『性の公正』の取り組み(Ⅰ)—1970年代の活動と成果—」愛知教育大学教科教育センター研究報告第17号, 1993, pp.241-252, 拙稿「NY州職業教育における『性の公正』の取り組み(Ⅱ)—1980年代後半の

職業教育 Equity センターの活動を中心に—」愛知教育大学家政学教室研究紀要第24号, 1993, pp.27-40.

- 2) 前掲「米国のカール D. パーキンス職業教育法の研究—W.O.W. による『性の公正』からの分析(1)(2)—」。
- 3) 同上。
- 4) James Hettinger, *The New Perkins... Finally, Techniques*, January 1999, pp.40-42. なお、Blair によると、1990年法執行期限は、2000年6月まで(1999年度終了)であるが、オハイオ州では現在生徒参加の「性の公正」のための能力テストといったスタンダードを確立しつつあるところであり、その成果をカードにして配布するために現在の研究活動の継続を予定しているということであった。
- 5) Blair は、州教育局ではキャリア技術と成人教育 (Career-Technical and Adult Education) 部の中にある Career Pathways & Services 部門の Pathway Initiatives 課に属し、Equity & High Schools That Work (HSTW) の担当者として位置づけられている。
- 6) Blair によると、オハイオ州は5番目に配分が多く、配分額が多い州は順にカリフォルニア、テキサス、フロリダであるということである。
- 7) Blair によれば、「非伝統的」とは、その領域で「75%以上が一方の性別に占められている」ときに言う。例えば、チャイルド・ケアにおける男性、建築業における女性が該当する。
- 8) Ohio Department of Education, Division of Vocational and Adult Education, *FY98 Equity: Moving Toward Self-Sufficiency*.
- 9) GEMS は、アメリカ・カリキュラム研究 (the American Research Curriculum) の傑出したカリキュラムに送られる連邦カリキュラム賞を獲得したということである。
- 10) assessment のための質問項目は、175人の専門家と2,000人の教師により検討され、さらに実地テストがコアのためには1,000人の生徒を対象に、特別の方のためには1,500人の生徒を対象に行われたということである。調査対象者は年齢と学校のある都市の規模を考慮して抽出されたという。一連のプロジェクトの成果として、以下が報告されている。
 - ・ Sharon Redick, Joan Gritzmacher, Mary Bendixen-Noe, Ann Vail, Connie Blair, Beth Bauman, *Identification and Validation of Gender Equity Competencies for OHIO Grade Levels Pre-kindergarten through Adult*, 1992. 8.
 - ・ Sharon Redick, Joan Gritzmacher, C. Michael Loyd, Emily Gibbs, Colleen Scherer, Adam Tobias, Connie Blair, *Development of Assessment Instruments for Gender Equity Core and Grades 9-12 Competencies*, The Ohio State University, Department of Home Economics Education & Ohio Department of Education, 1994. 8.
 - ・ Sharon Redick, Joan Gritzmacher, C. Michael Loyd, Kathleen Shibley, Adam Tobias, Connie Blair, *Establishment of Ohio Norms for Gender Equity Core and Grades 9-12 Competencies*, The Ohio State University, Department of Home Economics Education & Ohio Department of Education, 1995. 8.
 - ・ The Ohio state University, Home Economics Education, *Gender Equity Assessment Instrument: Adult Core Competencies*
- 11) *FY98 Equity: Moving Toward Self-Sufficiency, op. cit.*

- 12) ABE/GED プログラムとは、成人基礎教育 (Adult Basic Education) により、アメリカ教育協議会が早くから実施してきたハイスクール卒業資格と同等の能力を確認する一般教育開発テスト (General Education Development) に合格するためのプログラムであると考えられる。
- 13) 拙稿「オハイオ州における Vocational Home Economics (1)一州教育局による実施状況の報告一」『家庭科教育』66巻

1号, 1992, pp.51-59。

14) 同上。

付記 本研究は、1999・2000年度科学研究費補助金基盤研究 ((C)(1)) を受けて行ったものである。

(平成12年9月11日受理)